

NPO 法人環境ベテランズファーム（EVF）第100回記念セミナー

講演：生を全うするための「平穏死」のすすめ

世田谷区立特別養護老人ホーム芦花(ろか)ホーム 常勤医師 石飛幸三

（本日の講演要旨）

救命は医師の役目です。日本は世界一の長寿社会になりました。老衰は自然の摂理です。老衰死を医療で止めることはできません。

日本には、「老年者などの生存に必要な保護をしないと罰する」という刑法があります（刑法218条、219条、注参照）。この「老年者の生存に必要な保護」にこだわって、「命を延ばす方法があれば、しなければならない」と考える人がいます。この刑法は明治時代の刑法です。時代背景が違う法律に形式的にとらわれているのです。急性期病院の救急外来には、老いて衰えた体に水分栄養を無理に入れられて、誤嚥性肺炎になった高齢者が次々と運ばれています。

半世紀、病気の治療一筋に努めてきた私は、人生の最終章における医療のあり方に矛盾を感じ、その現場を見たいと思って特別養護老人ホームの常勤医に転身しました。そしてそこで見たものは、ものも言えず、自ら寝返りも打てず、ただ寝ているだけの人々の姿でした。医療が老衰に介入し、自然な終焉を見ることができなくなっていたのです。

命の火は、最期には食べなくなって、眠って、眠って静かに消えます。水分を入れられないのに最期までおしっこが出ます。我々は、余計な医療をしない方が、自然で苦しみの少ない「平穏死」を迎えられることを知りました。

延命処置をしておけば自分は責任を問われないと考えて、本人を苦しめるとすればそれは医療の逆説です。医療は国民のためのものです。そして法も国民のためにあります。生き方の本質を議論しないで、問題の先送りをしてはならないのです。

今や高齢者の人生の最終章は、多職種の方が協働して支えなければならない時代が来ています。医師もその中の一人です。延命医療にこだわらず、他の職種と共に、最期を迎える人と家族の心を支えるのも、医師の大切な役割ではないでしょうか。

(注：刑法 218 条) (保護責任者遺棄等)

・ 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。

(注：刑法 219 条) (遺棄等致死傷)

・ 前 2 条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(略歴) 1935 年広島県生まれ。1961 年慶應義塾大学医学部卒業。外科学教室に入局後、1970 年ドイツのフェルディナント・ザウアーブルッフ記念病院で血管外科医として勤務。1972 年東京都済生会中央病院勤務。30 年にわたって脳梗塞予防の頸動脈内膜剥離術など血管外科の発展に寄与する一方、慶應義塾大学医学部兼任講師として血管外傷を講義。東京都済生会中央病院副院長を経て、2005 年 12 月より世田谷区立特別養護老人ホーム 芦花ホーム常勤医師を務める。

(主な著作リスト)

- ・ 平穏死」のすすめ：2010 年 2 月 8 日発行 講談社
- ・ 「平穏死」という選択：2012 年 2 月 8 日発行 幻冬舎ルネッサンス
- ・ こうして死ねたら悔いはない：2013 年 2 月 27 日発行 幻冬舎ルネッサンス
- ・ 家族と迎える「平穏死」：2014 年 4 月 2 日発行 廣済堂出版

以上